

復旧の現状と主な課題への取組

<目次>

I 復旧の現状	1
II 主な課題への取組状況	
1 避難所や仮設住宅への対策	2
(1) 応急仮設住宅への対応	
(2) 避難者への情報提供	
2 被災地域の復興への支援	4
(1) 復興計画策定への支援	
(2) 各府省の事業計画と工程表の作成	
(3) 人の支援	
① 国・地方公共団体による被災地の職員派遣の状況	
② ボランティア活動との連携	
3. 復興対策本部のこれまでの取組	9
4. 復興対策本部の今後の活動計画	10

平成23年9月11日
東日本大震災復興対策本部
緊急災害対策本部

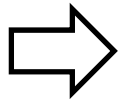
I 復旧の現状

- ・避難者等の数は減少。うち避難所にいる者は約6,800人。
- ・居住地近傍の散乱ガレキは、8月末までに全ての市町村で撤去完了。
- ・主なライフラインについては、家屋等流出地域等を除き、ほぼ復旧。

1. 避難者等の数

(1) 避難者等の数の減少

- ① 発災後3日目 約47万人
- ② うち、避難所にいる者の数



現時点 **82,945人** (岩手県・宮城県・福島県の仮設住宅入居者数を含まず)
現時点 **6,819人**

(2) 仮設住宅等の状況

- ① 公営住宅等への入居
- ② 民間住宅への入居
- ③ 仮設住宅の状況
(必要戸数 52,340戸)

全国計 **15,666戸**
全国計 **54,244戸**
完成戸数 **49,124戸**
入居戸数 **40,707戸**

※ 仮設住宅完成見通し
岩手県:全戸完成
宮城県:9月中旬
福島県:9月末

2. 沿岸市町村の災害廃棄物撤去状況

① 総推計量に対する撤去状況

(ガレキ推計量)
23,049千t



(撤去済み量)
12,483千t

〔 撤去率 54% 〕

② うち散乱ガレキに対する撤去状況

(今後の解体により発生するガレキ量(9,492千t)を除く)

(散乱ガレキ推計量)
13,557千t

〔 散乱ガレキに対する撤去率
85% 〕

※ 居住地近傍の散乱ガレキは、8月末までに全ての市町村で撤去完了。

3. 主なインフラ等の復旧状況

- (1) ライフライン : 主なライフラインについては、家屋等流出地域・原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。
- (2) 交通 : 高速道路(原発警戒区域を除く)・新幹線・空港については、復旧完了。
港湾については、すべての港湾で一部の岸壁が利用可。
直轄国道・在来幹線鉄道については、原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。
- (3) 災害防止対策 : 直轄河川堤防等については、約8割が本復旧完了。
海岸堤防については、優先対策区間の約6割で応急対策実施済み

Ⅱ 1 避難所や仮設住宅への対策

(1) 応急仮設住宅への対応

- ・ 応急仮設住宅の居住環境等に関する課題を把握し、対応を検討するため、牧厚生労働副大臣を座長とするプロジェクトチームを設置。
- ・ 居住者に対するアンケート調査の実施等の活動を実施。

1. 応急仮設住宅の居住環境等に関する課題

- ・ 設備等の課題(玄関に段差がある、通路が砂利道である、集会所がない、等)
- ・ 立地上の課題(買い物や病院への通院が不便なところがある。)
- ・ その他(健康面の問題や孤立化のおそれ等)

2. 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの活動

(1) 趣旨

応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握し、対応を検討するため設置。

(2) メンバー

座長 牧厚生労働副大臣

ほか、復興対策本部、内閣府、厚生労働省、国土交通省、岩手県、宮城県及び福島県で構成。

(3) 検討状況

8月 4日 第1回会合を開催。

8月12日 応急仮設住宅居住者(概ね3,200戸)及び仮設住宅を設置している50市町村を対象に、設備等の居住環境や心配事等についてのアンケート調査を開始。(約2,000通の回答があり、集計中)

10月上旬 アンケート調査を分析し、プロジェクトチームで対応策を中間とりまとめ予定。

Ⅱ 1 避難所や仮設住宅への対策

(2) 避難者への情報提供

・ 避難者に必要な情報を提供するため、ハンドブック及びチラシを作成・配布しているほか、テレビ・ラジオを通じた広報活動を実施。

1. ハンドブック(計97万部)

- (1) 「生活支援ハンドブック」(4/28発行：10万部、6/20第2版発行：20万部)
- (2) 「生活再建・事業再建ハンドブック」(5/12発行：20万部)
- (3) 「生活再建ハンドブック(第3版)」(8/12発行：22万部)
「事業再建ハンドブック(第3版)」(8/19発行：18万部)
- (4) 「仮設住宅くらしの手引き」(8/12発行：7万部)

・ 主として仮設住宅で暮らす方を対象に、心のケアや孤立死・熱中症対策などの生活情報を掲載。

2. チラシ (1)「大切なお知らせ」と(2)「政府からのお知らせ」

(1)「大切なお知らせ」 「いのち」、「しごと」、「健康」、「安全」等について情報提供。

例：心身の機能低下の予防、被災者向けの求人情報の提供など15種類。

(2)「政府からのお知らせ」 直近の支援情報等を2件掲載 9月12日から月2回発行

→ 一人暮らしのお年寄りなどに、ボランティアの方などから手渡して説明

3. ハンドブック・チラシの配布・掲示

個々の避難者が受け取ることができるよう、以下のとおり工夫。

○国や自治体による配布のほか、社会福祉協議会がボランティアと連携して配布。

○「笑顔ひろげ隊」が、被災地の仮設住宅などを順次訪問し、ハンドブック・チラシを用いて政府の施策について直接被災者に説明し、併せて情報ニーズの把握を行う。(9月中旬開始)

○コンビニ、スーパー(約2,300店舗)等でも配布・掲示

4. テレビ・ラジオ

①テレビ：被災3県地元局(12局)による情報提供番組(8月～)

②ラジオ：「政策情報 官邸発」(7月～)

「被災地向け情報」被災5県FM(4局)・AM(5局)・CFM(21局)番組(7月～)

Ⅱ 2 被災地域の復興への支援

(1) 復興計画策定への支援

- ・ 国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き、市町村の復興計画策定を技術的に支援。

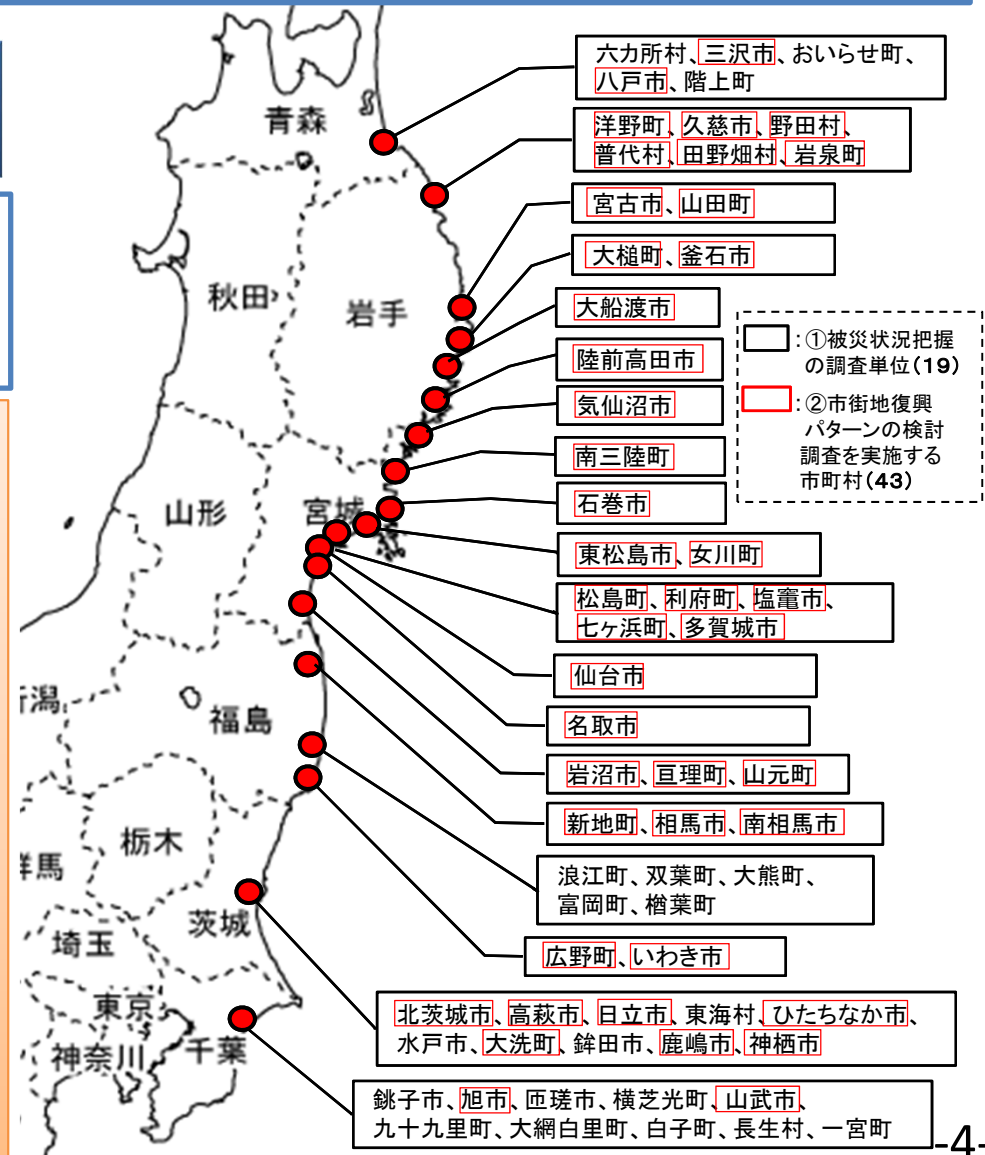
国土交通省直轄調査スキームを活用した市町村復興計画策定の強力な支援

被災状況、都市特性に応じた市街地復興パターンの検討調査を、市町村の要望に応じ43市町村で実施。

- ・ 国交省職員を中心として各市町村担当チームを編成
- ・ 自治体からの問い合わせや調整にワンストップで対応
- ・ 頻繁に現地に出向き、調整を実施
- ・ 10省庁連絡会議を設置し各自治体の要望に対応する体制を整備するとともに、必要に応じ現地への担当官の派遣、政策課題への対応策の検討を実施
- ・ 全体(43市町村)の約8割にあたる市町村が年内に復興計画を策定予定。

復興対策本部事務局
総務省
文部科学省
農林水産省
国土交通省

内閣府
財務省
厚生労働省
経済産業省
環境省



Ⅱ 2 被災地域の復興への支援

(2) 各府省の事業計画と工程表の作成

- ・公共インフラの復旧と整備について、事業計画と工程表を8月26日に取りまとめ。
- ・今後、医療・学校施設等の建設など対象範囲を順次拡大していく予定。
- ・今後、節目節目において、事業計画と工程表の具体化などの見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH25までの3ヶ年を中心。

■今回の対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

Ⅱ 2 被災地域の復興への支援

■事業計画及び工程表の例(海岸)

○事業計画

- ① 岩手、宮城、福島各県の堤防・護岸延長約300kmのうち、約190kmで被災。
- ② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸(約50km)について応急対策を実施し、本年8月末までに約8割完了。9月末までに概ね完了見込み。
- ③ 本年8月から10月にかけて、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。
- ④ 年内を目途に、市町村が策定している復興計画や各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧に着手予定。
- ⑤ 本復旧については、国施工区間(代行区間を含む)のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において、概ね平成24年度を目途に完了することを目標とし、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね5年での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。
- ⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波(レベル2)も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

○工程表

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
海岸対策	← 復旧堤防高さの決定												
	応急対策 (地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸(約50km))			施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。) (ただし、国施工区間(代行区間を含む)のうち、重要施設が背後にある区間において、概ね平成24年度を目途に完了することを目標とする。)							

Ⅱ 2 被災地域の復興への支援

(3) 人の支援 ①国・地方公共団体による被災地の職員派遣の状況

・被災直後から、被災者の救命・救助、被災地方公共団体の支援等を目的として、国・地方公共団体から多数の職員を派遣。

1. 国家公務員(8月29日時点暫定値) ※自衛官等は含まず。

のべ 55, 100名程度

2. 地方公務員(一般職)(7月1日時点) ※消防・警察は含まず。

のべ 56, 923名

3. その他

(1) 警察(広域緊急援助隊等)(集計期間:3月11日~9月6日(現在も派遣継続中 約2300人/日))

のべ 約632, 600名

(2) 消防(緊急消防援助隊)(派遣期間:3月11日~6月6日(88日間))(速報値)

のべ 104, 093名(のべ部隊数 27, 544隊)

(3) 海上保安庁(9月5日現在)

巡視船艇:のべ 7, 794隻 航空機:のべ 2, 604機

特殊救難隊等:のべ 2, 300名

(4) 自衛隊(9月7日現在)

のべ 約10, 634, 千名

(航空機:のべ 49, 800機、艦艇:のべ 4, 872隻)

【内訳】 陸上自衛隊 約7, 265, 千名
海上自衛隊 約1, 359, 千名
航空自衛隊 約1, 971, 千名 等

Ⅱ 2 被災地域の復興への支援

(3) 人の支援 ② ボランティア活動との連携

- ・被災地域の復旧には、多くのボランティアが活躍。また、NPO、NGO等の団体も、政府・自治体と連携し活発に活動。
- ・今後は、仮設住宅におけるコミュニティ確保、心のケア等のニーズの拡大・多様化への対応が必要。

1. ボランティア活動者数及び支援体制

- 被災3県において、社会福祉協議会（社協）が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア総数は、計722,800人（岩手県232,800人、宮城県 379,300人、福島県110,700人。9/4現在）。登録を行わず、NPO、NGO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数。
- 災害ボランティアセンターの設置数は、各県ごとに1、市町村に68（岩手県24、宮城県12、福島県32）
- 全国社協が各都道府県社協の協力を得て広域的な人的支援を実施（ピーク時は3県で200人、9月以降50人）
- 全国のNPO、NGO等の団体のネットワークに加え、各県ごとに地元のNPOのネットワークが構築され、活動。
- 各地の最新のボランティアニーズ、ボランティアツアー等の情報を、官民のホームページで発信。

2. ボランティア活動の実績と今後の見通し

(1) これまでの実績

- 泥やガレキの撤去、家屋や河川、海岸の片付け、避難所における炊き出し等を実施。
- 被災地の実態把握や、行政が扱いにくいニーズへの迅速な対応に大きな役割。

(2) 今後の見通し

- 仮設住宅のコミュニティ確保や心のケア、復興のための街づくりへの市民参加等の新たなニーズに対応し、地元のNPO等の団体を中心とした長期に及ぶきめ細かな活動と、地域の行政との密接な連携が求められる。

3. 行政との連携

- NPO、NGO等の団体、社協、国、自治体等による連絡会議が開催され、具体的課題について連携（宮城県や同県気仙沼市が先行。岩手県に拡大の動き）
- 地元のNPOネットワークが県の委託を受けて仮設住宅の周辺環境調査を実施（岩手県が先行。宮城県に拡大の動き）
- 地元のNPOネットワークが県の委託を受けて仮設住宅のコミュニティ確保等の事業を実施（福島県、仙台市等）
- 震災後、厚労省、内閣府の予算措置により、これらのNPO、NGO等の団体や社協の活動を側面支援。

Ⅱ 3 復興対策本部のこれまでの取組

6/24 復興基本法施行 ⇒ 復興対策本部・現地对策本部発足

6/28 第1回 復興対策本部会合
・7月中の基本方針策定を指示

7/19 基本方針等に関する県・市町村との意見交換の場
・各現地对策本部により、釜石市(岩手)、仙台市(宮城)、福島市(福島)において開催

7/21 第2回 復興対策本部会合 ⇒ 「復興基本方針骨子」作成

7/22 「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導、促進のための土地利用調整のガイドライン」策定

7/26 第3回 復興対策本部会合
・事業規模や財源の問題などについて議論

7/29 第4回 復興対策本部会合 ⇒ 「復興基本方針」決定

8/11 第5回 復興対策本部会合 ⇒ 「復興基本方針」改定
※持ち回り開催

8/12～8/23 基本方針に関する県・市町村への説明会
・各現地对策本部により、盛岡市・大船渡市(岩手)、仙台市(宮城)、福島市(福島)において開催

8/26 第6回 復興対策本部会合
・各府省の事業計画と工程表のとりまとめ
・福島県との協議の場の開催 等

※第18回緊急災害対策本部及び第19回原子力災害対策本部との合同開催

8/27 第1回 原子力災害からの福島復興再生協議会

II 4 復興対策本部の今後の活動計画(未定稿)

・復興対策本部では、下記のスケジュールにより、被災地の復興を支援する。

事項	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
市町村の復興計画策定を支援	継続的に支援								
・各府省の事業計画と工程表のとりまとめと更新	3次補正予算案編成・国会審議				実施				
・各府省予算の取りまとめと実施状況把握	24年度当初予算案編成					国会審議		実施	
・基本方針のフォローアップ									
・復旧・復興状況の把握									
・課題の把握と解決									
福島県関係	避難者の支援	県と協力し実施							
	・県との協議の場	意見交換・課題解決							
	・復興支援予算取りまとめ	3次補正予算案編成・国会審議				実施			
	・復興立法の検討	24年度当初予算案編成					国会審議		実施
復興特区制度の創設	法案作成・国会審議				準備	準備でき次第実施			
使い勝手のよい交付金の創設	制度設計・国会審議(補正予算)				実施				
復興庁の設置	法案作成・国会審議				準備	準備でき次第発足			